

高知市でお住まいの
新婚さんへ

高知市パートナー
シップ登録をした
おふたりも！

結婚後の**引っ越し**や
住宅賃借の費用を
お手伝いします

補助
金額

最大30万円

親世帯と同居または近居の場合は **45万円**

令和7年度
高知市結婚新生活支援事業補助金

補助金に関するHP・
申請書はこちら▶



対象者

以下の①～③のすべてを満たす夫婦等（夫婦、高知市パートナーシップ登録をした方）が対象です。

- ①ともに婚姻日・パートナーシップ登録日における年齢が39歳以下であること
- ②令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出した、または受理された夫婦、高知市パートナーシップ登録証の交付を受けた方であること
- ③令和6年中の夫婦等の所得合計が500万円未満であること

申請期限

令和8年

3/31まで

※LINE申請は、令和8年 **2/28** まで

ご相談・ご申請はお早めに

お問い合わせ先

高知市こども政策課

☎088-803-5067

詳しくは裏面をご覧ください。

高知市結婚新生活支援事業補助金

新生活
応援

対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った①②の費用の合計額を支給します。

- ① 住宅賃借費用： 賃貸住宅の家賃、共益費、礼金、仲介手数料
(家賃及び共益費については、上限3か月分)
- ② 引越し費用： 引越業者又は運送業者へ支払った代金

補助金額

最大30万円

ただし、親世帯と同居または近居の場合は45万円

対象者

①～⑧のすべての項目に該当する方

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦または高知市パートナーシップ登録制度により登録証が交付された方
- ② とともに婚姻日またはパートナーシップ登録日における年齢が39歳以下であること
- ③ 令和6年中の夫婦等の所得の合計額が500万円未満であること(奨学金の返済を現に行っている場合は控除可)
- ④ 申請時点で、夫婦等の双方または一方が高知市に住民登録され、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であること
- ⑤ 夫婦等のいずれもが暴力団員等ではないこと
- ⑥ 夫婦等のいずれもが過去に婚姻等に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと
- ⑦ 夫婦等のいずれもが市税、県税等の滞納がないこと
- ⑧ 婚姻日等から起算して2年以上継続して本市に居住する意思があること

申請期間

令和7年7月1日(火)から
令和8年3月31日(火)まで

※LINE申請は、令和8年2月28日(土)まで

HPはこちら



問い合わせ
申し込み先

高知市こども政策課

〒780-8571

高知市本町 5-1-45

本庁舎 3 階 301-1 番窓口

TEL **088-803-5067**

✉ kc-280600@city.kochi.lg.jp